

令和4年度白杵市ふるさと納税返礼品に係る提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度の活用により、市内産品のPRと地場産業の活性化につなげるとともに、白杵市の更なる魅力発信を行うことを目的とし、市外在住の寄附者に対して進呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という。）をご提供いただける事業者を募集します。

2. 応募要件

提供事業者及び返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。ただし、市が適当でないと思われた場合は、承認しないことがあります。

(1)提供事業者

- ①原則、市内に本社又は事業所（本店・支店は問わない、工場等を含む。）を有する法人又は個人であること。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ②事業者及びその代表者に市税等の滞納がないこと。
- ③各種法規則等に沿った事業を行っていること。
- ④代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤返礼品提供に際し、返礼品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- ⑥個人情報取扱いを厳重に行なえること。
- ⑦原則、インターネット環境が整っており、白杵市ふるさと納税管理システムの利用に同意できること。

(2)返礼品

- ①白杵市の魅力発信や、地域特性が実感できるものであること。
- ②原則、白杵市内で生産、製造、加工、サービス等がされているもの、または原材料の主要な部分が白杵市産のもの。ただし、総務大臣が定める地場産品基準（別紙1参照）を満たしており、且つ市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ③品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものについては、取扱いを可とします。
- ④食品については、原則として寄附者に到着して3日以上の消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤金銭類似性の高いもの（商品券等）、または資産性の高いもの（電化製品等）ではないこと。（ただし、白杵市内で使用できる宿泊券及びお食事券等は可とします。また、原則金額の記載はしないものとします。）

3. 募集する返礼品の価格帯

提供する返礼品の価格は、商品代、消費税、梱包代、詰め合わせに係る手数料等必要経費を全て含め、寄附金額に対し3割以下とします。寄附金額は最低5,000円からとし、商品提供価格や送料、募集に係る経費等を踏まえ白杵市が決定します。なお、送料は別途白杵市が負担します。

例	寄附金額	返礼品価格の上限（税込）
①	5,000円	1,500円
②	10,000円	3,000円
③	15,000円	4,500円
④	30,000円	9,000円
⑤	50,000円	15,000円

4. 提供事業者の役割

(1) 返礼品について

①返礼品については、市が承認したものに限り、内容や出荷可能数量、取扱期間、発送時期などに変更が生じた場合は、速やかに市に連絡してください。

②返礼品発送に係る事故やトラブル、クレーム等が発生した場合は速やかに「白杵市ふるさと納税返礼品苦情等処理報告書」により市に報告するとともに、事業者の責任において適切に対応してください。また、返礼品のトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

(2) 返礼品の発送

①市から返礼品の発注があった場合は、速やかに寄附者に対して返礼品を発送することとし、発送が大幅に遅れる場合は必ず市に連絡してください。ただし、収穫、製造等の期間が限定される返礼品については、その収穫、製造等の時期に発送するものとします。

②白杵市を応援してくれる方へのお礼となりますので、迅速・丁寧な発送をお願いいたします。

5. 提供事業者のメリット

①ふるさと納税ポータルサイト（「ふるさとチョイス」等）の該当ページに、返礼品の商品名、画像、事業者の名称等を掲載します。

②本市が作成するふるさと納税パンフレット等に、返礼品の商品名、画像、事業者名称を掲載します。

※ただし、掲載商品数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

③返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封し、販売促進、PR活動を行うことができます。

6. 返礼品提供の申請方法

本募集要領の内容を十分にご理解いただいたうえで、下記の条件に応じて、各申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、臼杵市秘書・総合政策課へ提出してください。なお、申請を行った事業者は、市税の納付状況等の情報確認を行うことについて同意したものとみなします。

(1) 全事業者共通（必ず提出が必要）

・「令和4年度臼杵市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」(様式1)

(2) 新規返礼品を申請する場合

・「令和4年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書」(様式2)

※令和3年6月1日から令和4年2月28日までに承認されていない返礼品を、新規で申請される場合、ご提出をお願いします。

(3) 既に承認済みの返礼品を継続して申請する場合（定期便は除く）

・「令和4年度臼杵市ふるさと納税返礼品継続届出書」(様式6)

※令和3年6月1日から令和4年2月28日までに既に承認済みの返礼品を継続して申請される場合、ご提出をお願いします。

継続届出書の作成にあたっては、ふるさと納税管理システム「レジホーム」に登録されている返礼品内容を必ずご確認ください。

なお、既に承認済の返礼品内容に変更がある場合は、返礼品ごとに「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」(様式4)を作成し、併せてご提出ください。

(4) 定期便返礼品を申請する場合

・「令和4年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(定期便)」(様式3)

※定期便返礼品を申請する場合、新規、継続に関わらずご提出ください。

(5) その他添付書類

① 返礼品に同封する書類（お礼状、レシピ、自社パンフレット等）

② 返礼品の写真データ（もしくは、カラー印刷したもの）1枚（※）

※新規申請や、変更がある場合、必要書類を併せてご提出ください。画像（JPEG形式・1MB以上）は電子メール等で別途送付してください。

③ その他市長が必要と認める書類

7. 申請受付期間

(1) 臼杵市ふるさと納税カタログ及びポータルサイト掲載分（令和3年6月寄附受付開始）

令和4年3月7日（月）～ 令和4年3月31日（木）

(2) ポータルサイトのみ掲載分（令和3年6月以降に随時寄附受付開始）

令和4年4月1日（金）～ 令和5年3月31日（金）

8. 申請時の補足事項

- ①返礼品は単品、詰め合わせいずれも可とします。（定期便も可）
- ②その他各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとします。
- ③複数の事業者による返礼品（定期便等）も可とします。

9. 返礼品の承認等について

(1) 返礼品提供の承認及び不承認の決定

臼杵市ふるさと納税謝礼品庁内検討委員会において6.の申請書類による審査を行い、その結果を申請事業者に通知します。

(2) 返礼品の内容変更

承認を受けた返礼品について、その内容を変更しようとするときは、速やかに、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」（様式4）を提出してください。

(3) 返礼品提供の終了

事業者は、承認期間内に返礼品の提供を終了する場合には、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供終了届出書」（様式5）を提出してください。なお、終了日前に寄附者から申込みのあった返礼品については、事業者が発送等終了まで責任をもって完了させるものとします。

(4) 承認の取消

市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品としての取り扱いを中止することができるものとします。なお、提供事業所の責に帰すべき事由により返礼品の取り扱いを中止し、市が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を提供事業者に請求できるものとします。

- ①申込書の記載内容に虚偽があったとき
- ②返礼品及び提供事業者が本要領の要件を満たさなくなったとき
- ③その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

(5) 承認の有効期限

当該承認を行った日から令和4年5月31日までとします。

10. 個人情報の取扱い

返礼品の発送のために、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「臼杵市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）」に基づき、提供情報の利用は返礼品の発送及び連絡に関する場合のみ可能とし、第三者への提供や返礼品発送業務以外での利用は禁止します。（返礼品発送後のDM送付、勧誘、訪問、電話はできません。）

11. 問合せ先・申込先

臼杵市秘書・総合政策課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1

TEL：0972-63-1111（内線2123） FAX：0972-64-0136

E-mail：furusato@city.usuki.oita.jp